

免税軽油制度の継続を求める意見書

これまで、農林業経営をはじめ、冬期観光産業の重要な柱であるスキー場産業の発展などに貢献してきた免税軽油制度が、令和6年3月末で廃止される状況にある。

免税軽油制度は、道路を走らない機械の動力源として使用する軽油について、軽油引取税（1リットル当たり32円10銭）を免税する制度で、農業用機械（耕運機、トラクター、コンバイン、栽培管理用機械、畜産用機械など）やスキー場の索道事業者が使う機械（ゲレンデ整備車、降雪機など）をはじめ、林業、船舶、鉄道、漁業、製造業など幅広い事業の動力源の用途などに認められてきたものである。

この制度が廃止された場合、現在においても困難な経営を強いられている農林業へのさらなる負担増が避けられないほか、利用者の減少等により厳しい環境に置かれているスキー場をはじめとした冬期観光産業などの幅広い産業において、大きな負担増を強いられ経営維持が困難となるとともに、地域経済にも計り知れない影響を与えることとなる。

ウイズコロナ時代における地方創生のさらなる推進が求められる今、地域基幹産業、経済活性化や地域資源を生かした観光振興に向けた取組を充実、強化する必要性はますます高まってきている。

よって、国においては、今後も免税軽油制度を継続されるよう強く求める。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和5年3月6日

宮城県大崎市議会議長 関 武徳

内閣総理大臣	}	殿
総務大臣		
財務大臣		
農林水産大臣		
経済産業大臣		
国土交通大臣		
衆議院議長		
参議院議長		